相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市西柏台二丁目一四〇番地一〇一、最後の住所千葉県流山市大字東深井八七八番地の七四　被相続人　亡　野左根健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

事務所千葉県松戸市根本二―一二　ミヤザワビル六階　東京中川法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中川裕一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県野田市山崎一六三三番地の九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　倉持　光雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

事務所千葉県松戸市松戸一三三三―一　コスモ松戸ステーションスクエア二一〇　ちば松戸法律事務所

相続財産管理人　弁護士　板倉　崇之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市長塚町三丁目一四八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　林　昭治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号　羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　恒平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都板橋区志村一丁目一二番地、最後の住所東京都板橋区西台二丁目三一番九号

被相続人　亡　野村　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

事務所東京都江東区東陽二―四―二九マルシンビル七〇五号東葉法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉野　智

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県中新川郡上市町栄町二八番地、最後の住所富山県中新川郡上市町舘二〇九番地　常楽園　被相続人　亡　村田　米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

富山県富山市布瀬本町四番地一二　第二若林ビル三階　相続財産管理人　橋爪健一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井市河増町第二五号三四番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　近藤　高昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

福井市宝永三丁目二七番二二号　杉原・きっかわ法律事務所

相続財産管理人　弁護士　吉川　奈奈

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県揖斐郡揖斐川町西津汲五六七番地二、最後の住所岐阜市白菊町二丁目四七番地グローブ二〇四号室　被相続人　亡　高野　祐美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

岐阜市京町一丁目九番地一山崎法律事務所

相続財産管理人　弁護士　鈴木　善明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜市西川手二丁目三七番地、最後の住所岐阜県羽島郡岐南町八剣北七丁目一三三番地　被相続人　亡　宮川　米雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

事務所岐阜市杉山町一〇番地一階A号室　山田徹法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山田　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県大垣市林町三丁目七八番地、最後の住所岐阜県大垣市中川町三丁目六八番地三　被相続人　亡　川合　政始

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

岐阜市切通三丁目九番一五号、事務所岐阜市神田町一丁目八番地四マルイインテリジェンスビル六A　ウィル岐阜法律事務所

相続財産管理人　弁護士　小木曽琢也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県西尾市一色町一色西塩浜一二一番地、最後の住所愛知県西尾市一色町一色西屋敷七八番地　被相続人　亡　寺田　康博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

愛知県西尾市桜木町三丁目五一―三林ビル二階愛三西尾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　井上　洋一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県たつの市龍野町日山三七〇番地、最後の住所京都府京都市右京区西京極徳大寺団子田町二三番地の二四　被相続人　亡　山田　花

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

京都市中京区夷川通富小路西入ル北側ムロビル二階加藤・藤田法律事務所

相続財産管理人　弁護士　西村　友彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍滋賀県彦根市本庄町三七五九番地、最後の住所大阪市平野区西脇二丁目一二番二三号　グループホームナチュラル　被相続人　亡　小嶋ナツヱ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年二月四日

大阪市中央区北浜二丁目三番六号北浜山本ビル七階

相続財産管理人　弁護士　千葉　康平

第15期決算公告

平成27年2月4日　東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目33番5号

株式会社 トーシンコミュニティー

代表取締役社長　吉田　隆也

貸借対照表の要旨

（平成26年10月31日現在）　（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	2,273	流動負債	1,800
固定資産	1,623	固定負債	999
		株主資本	1,094
		資本金	10
		利益剰余金	1,084
		利益準備金	2
		その他利益剰余金	1,081
		（うち当期純利益）	(288)
		評価・換算差額等	3
		その他有価証券評価差額金	3
資産合計	3,897	負債・純資産合計	3,897